

議案第 139 号

伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準を定める条例（平成30年伊賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援

専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。